

◆ 事例②（未成年の飲酒・喫煙）

＜事例＞

ある未成年の強化指定選手が合宿所において、飲酒及び喫煙をしている写真が SNS に投稿されました。写真には未成年の選手のほか、同選手が所属するチームの他の成年の強化指定選手も写っていました。スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に事例①と同様です。処分について少し補足をする、未成年者は法律によって飲酒及び喫煙をすることが禁じられています²⁰⁹ので、未成年選手が処分の対象となることについて争いはないでしょう。他方で、成年選手については、自身の飲酒及び喫煙は法律上禁止されていませんが、未成年者の親権者や監督代行者は、未成年者の飲酒及び喫煙知った場合は、飲酒及び喫煙を「制止」することが法律上求められています²¹⁰。また、スポーツ団体の行動規範等の規程には、成年者であっても飲酒及び喫煙を禁止する条項が定められていることがあります²¹¹ので、処分の対象になる可能性があります。

さらに本件では、強化指定選手が事件を起こしていますので、各種助成金の返還についても検討が必要になります²¹²。

さらに本件では、複数の選手が関与しており、他にも同様の事案が発生している可能性が十分に考えられますので、他の選手に対する事実関係の調査も必要になるでしょう。

²⁰⁹ 未成年者飲酒禁止法 1 条 1 項、未成年者喫煙禁止法 1 条

²¹⁰ 未成年者飲酒禁止法 1 条 2 項、3 条 2 項、未成年者喫煙禁止法 3 条

²¹¹ 例えば、全日本スキー連盟作成の「競技者等行動規範」3 条 1 項 3 号では強化指定選手は競技会等に参加する場合は連盟が許可した場合を除き飲酒及び喫煙をすることが禁止されている。

²¹² 日本スポーツ振興センター作成の「スポーツ振興基金助成金（アスリート助成）受給手続きの手引」参照

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 事実関係の確認及び情報収集

事例①と同様、マスコミ対応が必要になるでしょう。また、本件は、強化指定選手が主体となっていることから世間からの注目は大きく、各種の問い合わせ等も多くなるものと考えられます。その際に、やはり、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手及び所属チーム等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがねません。

もっとも、未成年者は処分の対象になりますが、氏名が公表されないように留意すべきです。

また複数の選手が関係していることから、他の選手に対する調査も必要になります。事務局で対応可能な範囲の調査であれば、スポーツ団体内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、仮に、多数の選手が関与し、また、強化指定合宿中ということで、指導者やスポーツ団体関係者が未成年者の飲酒及び喫煙を黙認していたような事情、恒常的にこのような事態が発生していた場合、スポーツ団体から独立した外部の有識者（弁護士、公認会計士、税理士等）や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要も考えられます。

なぜなら、組織として、長年にわたり未成年者の飲酒及び喫煙を看過し、改善ができていないという場合、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

また、このような第三者による調査、原因究明に対しては、スポーツ団体として今後、同様の不祥事を発生させないためにも、全面的に協力する必要があります。このような第三者委員会の設置に当たっては、本事例集の別紙として、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」²¹³（スポーツ団体不祥事向けコメント付²¹⁴）があり、参考になります。

(2) 関係者への説明

各種助成金²¹⁵を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要がある

²¹³ https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100715_2.html

²¹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_20.pdf

²¹⁵ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

生じるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります²¹⁶。なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです²¹⁷。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
 - ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
 - イ 反省の度合い
 - ウ これまでの貢献の程度
 - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会²¹⁸が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履践されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、そ

²¹⁶ 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

²¹⁷ 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

²¹⁸ 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

の際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。なお、未成年者に対する処分手続の際には、保護者を同席させることが望ましいといえます。

(4) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もつとも、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

(5) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

(6) 再発防止策の実施

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思わ

れますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も効果的なものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

専門家を招いてコンプライアンス研修を行うことや行動指針ハンドブック等の資料を作成することが重要でしょう。常日頃から選手に対してコンプライアンスに対する意識をもたせるには、定期的に指導を行うことが効果的かつ現実的な活動といえます。

所属チームとも連携をしながら研修活動を行うことが求められます。